

(別紙1-3)

## 太陽光発電システム販売店概要書

(1) 太陽光発電システム販売店に関する事項  
(審査対象事項)

整理番号  
(記入不要)

1. 太陽光発電システム販売店の名称・所在地等				
名 称	(フリガナ) カブシキガイシャ ナキ		代表者氏 名	(フリガナ) トヤ ナキ
	株式会社 尚輝			寅屋 矩之
所 在 地	〒590-0054		電話番号	06-6228-2177
	大阪府大阪市中央区平野町 1-6-9		F A X 番 号	06-6228-2178
連 絡 担 当 者	所属	総務部	電話番号	06-6228-2177
	氏名	(フリガナ) ワタリ ミチ	E-Mail	info@naoki-inc. co. jp
渡 美奈				
2. 自主行動基準又は自主的な行動基準の届出				
<input checked="" type="checkbox"/> 自主行動基準 <input type="checkbox"/> 自主的な行動基準				
公 開 U R L	http://www.naoki-inc. co. jp			
3. 維持保全に係る窓口				
所 在 地	〒541-0046		電話番号	06-6228-2177
	大阪府大阪市中央区平野町 1-6-9		F A X 番 号	06-6228-2178
連 絡 担 当 者	所属	総務部	電話番号	06-6228-2177
	氏名	(フリガナ) ワタリ ミチ	E-Mail	watari@naoki-inc. co. jp
渡 美奈				

4. 大阪府内における過去3年間の販売実績（行が足りない場合には適宜追加ください。）  
 （太陽光パネル登録製造者製の太陽光パネル設置工事販売実績があるものに限る。）

登録番号	太陽光発電システム登録施工店名	過去3年間の販売実績（件）		
		3年前	2年前	1年前
		15	15	6
合 計		15	15	6



<p>6. 太陽光発電システム登録販売店 独自の事業  (一部の太陽光発電システム登録施工店とのみ共同して行うものを除く)</p>	
事業名	事業概要
<p>&lt;省エネ事業&gt;  太陽光部門</p>	<p>内閣府認証 特定非営利活動法人 日本住宅性能検査協会の資格を有した太陽光発電アドバイザーがご案内いたします。</p>
<p>&lt;省エネ事業&gt;  うちエコ診断実施機関</p>	<p>当社は環境省認定の「うちエコ診断実施機関」です。うちエコ診断の資格を取得した診断士が環境省認定のソフトを用い、各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ・CO2 対策を診断し、ご家庭に合わせたオーダーメイドの対策のご提案を行っています。</p>
<p>&lt;リフォーム事業&gt;  長期優良住宅化リフォーム推進事業</p>	<p>本事業は住宅の性能向上・長寿命化を図るリフォーム工事に対し、国が実施に要する費用の一部について支給される、国交省管轄の「長期優良住宅化リフォーム」制度の補助金申請を行います。</p>
<p>7. 相談・クレーム処理体制  相談・クレーム等があった場合の対応方法を具体的にご記入ください。</p>	
<p>■お客様よりご相談・クレームがあった場合</p> <p>①一旦受付窓口にてご相談内容のヒアリングを行います。</p> <p>②ご相談内容を迅速に受付窓口よりエリア担当者へ引き継ぎ</p> <p>③エリア担当者よりお客様に直接ご連絡させていただきます。</p> <p>④ご相談内容より、</p> <p style="padding-left: 20px;">I) お電話にてご対応</p> <p style="padding-left: 20px;">II) エリア担当者が直接ご訪問</p> <p style="padding-left: 20px;">III) 商品的な不具合の場合は弊社エリア担当者・施工店・メーカー修理ご担当者様など、不具合箇所により専門担当者をご訪問し修理を行います。</p>	

(3) 太陽光発電システム登録施工店に関する事項 (参考内容)

太陽光発電システム登録施工店毎に作成してください

1. 太陽光発電システム登録施工店			
登録番号		名称	
2. 過去3年間の販売実績		36件	
3. 太陽光パネル設置事業を実施できるエリア (ブロック内の全市町村実施可能：○、ブロック内で一部実施可能な市町村あり：△ (右欄に実施可能な市町村名を記入)、ブロック内の全市町村実施不可能：－)			
大阪市内	○		
豊能 (豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)	○		
三島 (吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町)	○		
北河内 (守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、 四條畷市、交野市)	○		
中河内 (八尾市、柏原市、東大阪市)	○		
南河内 (富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)	○		
泉北 (堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町)	○		
泉南 (岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、 熊取町、田尻町、岬町)	○		
4. 太陽光発電システム登録販売店が請求する費用の目安 * 次の条件において、代表的な費用 (リフォームに関する費用を除く) をご記入ください。 ・ 築10年程度の2階建て木造住宅 (在来工法) の屋根に定格出力3.5kWの太陽電池モジュールを載せる。 ・ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証及び当時の図面があり、その後、改修工事を行っていない。 ・ 構造耐力は、建築基準法施行令第3章 (構造強度) 第1節から第4節までに規定されている仕様である。 ・ 太陽電池モジュールを屋根に載せても、建築基準法施行令第43条第1項の表及び第46条第4項の表2の区分が変わらない。 ・ 容易に外壁に穴を明けることができる。 ・ 足場を容易に架けることができる。			
			120万円

5. 上記条件の住宅が複数戸あった場合の割引率

概ね、何戸集まれば、どの程度割引があるか、ご記入ください。また、その他条件等がございましたら、ご自由にご記入ください。

戸数	戸	割引率	%
----	---	-----	---

条件等：

6. 太陽光発電システム登録販売店 独自の事業

(当該太陽光発電システム登録施工店とのみ共同して行うものに限る)

事業名	事業概要

--